

介護予防支援（既存介護支援事業者が指定を受ける場合）の指定申請の流れについて

1. 指定基準の確認（事前準備）

●指定の要件（基準）について

指定事業者になるためには、川崎市条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準（要件）を満たす必要があります。

【基準の一例】

- 申請者が法人である必要があります（病院、診療所等が行う場合には例外があります。）。
- 法人の定款等の目的に介護保険サービスを行う旨を位置づける必要があります。
指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できません。
- 基準に規定されている人員・設備等を確保する必要があります。

●指定基準等の確認方法

指定を受けようとする申請者（事業者）の責任において、「介護保険六法」や「介護報酬の解釈（指定基準編）」等の一般書籍のほか、川崎市基準条例を含む関連法令等により、基準等の内容を入念に確認してください。

【指定要件（基準）の確認にあたって参考となる情報】

- 川崎市基準条例及び条例の考え方（川崎市ホームページ）

→人員、設備、運営方法等に係る指定基準を掲載しています。「条例」と「条例の考え方」の2種類がありますので、必ず両方とも確認してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-9-0-0-0-0.html>

- 介護サービス Q&A（川崎市ホームページ）

→上記の基準条例や介護報酬告示を補足するものです。厚生労働省が作成したものと、本市が作成したものがありますので、必ず全体を確認してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0.html>

- 介護保険法に基づく各種サービスの定款及び登記事項証明書への記載例（川崎市ホームページ）

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-10-0-0-0.html>

●注意事項

指定基準や介護報酬告示等については、申請者が、その責務として、自ら確認するものとなります。
上記の資料等を事業者が自ら確認せずに、本市に質問等をされた場合には、対応を致しかねますので、予め御了承ください。

●指定基準等に関する質問がある場合

- 上記注意事項のとおり、事業者において基準等を確認した上で、その記載内容に疑義等がある場合に限り、下記のとおり、本市ホームページ「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」等により、質問票を本市へ送付してください。
- 様々な質問をお受けしているため、本市からの回答までには一定の時間を要することを予めご了承ください。

【介護サービス事業所の運営、給付等に関するお問い合わせ（本市ホームページ）】

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0.html>

- 電話や来庁による口頭での質問は、原則的に受付・対応できません。

※本市から口頭での回答を行ったとしても、それによって生じる損害等について、本市は一切の責任を負いかねますので、予め御了承ください。

2. 申請の流れ（①申請内定→②指定申請）

【注意事項】

申請書類の作成にあたっては、市ホームページに掲載している各様式の記載例や留意事項等をもとに申請者（事業者）において入念に御確認いただき、不備・不足がない形で期日までに御提出ください。

①内定申請

下記期日までに、内定申請票を下記LOGO フォーム（もしくは郵送）にて提出してください。
(来庁は不要です)。

受理した書類については、「川崎市地域包括支援センター運営協議会」に意見照会を行い、内定を行います。(書類に不備等があれば、補正を指示することがあります。)

【LOGO フォーム提出先】

<https://logoform.jp/form/FUQz/572785>

②新規指定申請

●下記期日までに、指定申請書類一式を「電子申請届出システム」にて提出してください。
原本での提出が必要なもの（登記事項証明書・返信用封筒等）は、電子申請とは別途、郵送してください。（申請期限当日の消印まで有効）(来庁は不要です)

【電子申請届出システムについて（本市ホームページ）】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000152577.html>

●指定申請書類について、本市から修正指示等を受けた場合には、本市が別途指示する期限までに修正後の書類を送付してください。なお、期限までに必要な書類が整わないなど、申請を受理できない場合には、翌月以降に改めて申請する必要があります。

●川崎市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たしていることを確認する必要がありますので、指定申請までに建築・改修を終え、関係法令（建築基準法、消防法等）に基づく確認を行ったのち、人員の確保、設備の設置、備品等の配置などを完了する必要があります。

●審査手数料を納付するための納入通知書を本市から送付しますので、期日までにお支払いください。
(詳細は、下記③を御覧ください。)

●本市による審査の結果、指定することに支障が生じないと認められる場合は、翌月1日に指定します。

●指定する場合、「指定通知書」を指定日の前月末日に本市から発送します。
なお、郵送事情等により「指定通知書」が事業所に届いていない場合でも、指定自体は有効です。

●「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」から事業所の検索が可能となるほか、本市公報において、指定事業所名、所在地、サービスの種類等が登載されます。

●各手続きの期限は下記のとおりですので、期限までに必要な手続きを行ってください。

なお、各期限は厳守となりますので、期限後に申請や補正等を受付することはできません。そのため、スケジュールに余裕をもって各種申請等を行ってください。

【提出期限】

指定予定日	①内定申請 提出期限（厳守）	②新規指定申請 提出期限（厳守）
2026年1月1日	2025年10月25日	2025年11月25日
2026年2月1日		2025年12月25日
2026年3月1日		2026年1月25日
2026年4月1日		2026年2月25日
2026年5月1日		2026年3月25日
2026年6月1日		2026年4月25日
2026年7月1日		2026年5月25日
2026年8月1日		2026年6月25日
2026年9月1日		2026年7月25日
2026年10月1日		2026年8月25日
2026年11月1日		2026年9月25日
2026年12月1日		2026年10月25日
2027年1月1日	2026年10月25日	2026年11月25日
2027年2月1日		2026年12月25日
2027年3月1日		2027年1月25日
2027年4月1日	2027年1月25日	2027年2月25日
2027年5月1日		2027年3月25日
2027年6月1日		2027年4月25日

※上記以降のスケジュールに関しましては別途ご案内いたします。

3. 指定申請等に係る審査手数料

川崎市では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料を徴収しています。

(1) 審査手数料の額

事業の種類	新規指定 (許可)申請 1サービスにつき	指定(許可) 更新申請 1サービスにつき
介護予防支援	10,000円	10,000円
指定地域密着型サービス (定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)	20,000円	10,000円
(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護)	30,000円	10,000円
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	45,000円	25,000円
地域密着型介護予防サービス (介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)	15,000円	10,000円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。
- 2 変更届・加算届などについては、手数料納付の必要はありません。
(介護老人保健施設、介護医療院を除く)
- 3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は33,000円です。
- 4 ユニット型介護老人福祉施設に併設する従来型介護老人福祉施設について、併せて新規又は更新申請をする場合、手数料を免除します。

(2) 納付方法

- 申請時に郵送で本市に提出いただいた返信用封筒にて納入通知書をお送りします。
届き次第、納付期限までに金融機関でお支払いください。
- この手数料は、申請を審査するための手数料であるため、審査の結果、新規指定や指定更新等ができない場合でも、本手数料は返還しません。

(3) 手数料の納付例

○認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護併設の例

	新規指定	更新申請
認知症対応型共同生活介護	30,000 円	10,000 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	15,000 円	10,000 円
小規模多機能型居宅介護	30,000 円	10,000 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,000 円	10,000 円
	計 90,000 円	計 40,000 円

4. その他

- 本人や事業主が作成する場合を除き、社会保険労務士ではない者が、介護保険法に基づく各種申請等に関する書類作成や届出を他人の求めに応じて報酬を得て業として行うことは、法律で禁じられています。（法令で特別な定めがある場合を除きます。）